

日 時 令和3年4月28日(水) 午前10時 開 会

出席議員 (16人)

1番	工藤和子	2番	黒石ナナ子
3番	三上廣大	4番	大平陽子
5番	工藤禎子	6番	大久保朝泰
7番	大溝雅昭	8番	佐々木隆
9番	今大介	10番	工藤和行
11番	工藤俊広	12番	北山一衛
13番	中田博文	14番	後藤秀憲
15番	村上啓二	16番	村上隆昭

欠席議員 (なし)

出席要求による出席者職氏名

市 長	高 樋 憲	副 市 長	有 馬 喜代史
総 務 部 長	鳴 海 淳 造	企画財政部長	須 藤 勝 美
健康福祉部長 兼福祉事務所長	木 村 誠	農 林 部 長 農業委員会事務局長併任	中 田 憲 人
商工観光部長	真 土 亨	建 設 部 長	鳴 海 真 一
総 務 課 長	五 戸 真 也	健康推進課長兼 子育て世代包括支援センター所長兼 新型コロナウイルス感染症対策室長	今 野 弘 人
福祉総務課長	佐々木 順 子	商 工 課 長	山 口 俊 英
上下水道課長	小山内 和 徳	農業委員会会長	木 立 康 行
選挙管理委員会委員長	山 田 明 匡	監 査 委 員	今 田 貴 士
教 育 長	山 内 孝 行	教 育 部 長 兼市民文化会館長	村 上 靖
学校教育課長	駒 井 俊 也	黒石病院事務局長	工 藤 春 行

会議に付した事件の題目及び議事日程

令和3年第1回黒石市議会臨時会議事日程 第1号

令和3年4月28日(水) 午前10時 開 議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

- 第 3 報告第 5 号 黒石市税条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 4 報告第 6 号 権利の放棄について
- 第 5 報告第 7 号 権利の放棄について
- 第 6 報告第 8 号 権利の放棄について
- 第 7 報告第 9 号 令和 2 年度黒石市一般会計補正予算（第 16 号）について
- 第 8 報告第 10 号 令和 2 年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 9 報告第 11 号 令和 2 年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 10 報告第 12 号 令和 2 年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第 5 号）について
- 第 11 報告第 13 号 令和 2 年度黒石市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 第 12 報告第 14 号 令和 3 年度黒石市一般会計補正予算（第 1 号）について
- 第 13 議案第 63 号 工事請負契約の締結について
- 第 14 議案第 64 号 令和 3 年度黒石市一般会計補正予算（第 2 号）

#### 市長提案理由説明

日程追加 議長辞職の件

日程追加 議長の選挙

#### 出席した事務局職員職氏名

事務局 長	成 田 浩 基
次 長	太 田 誠
主幹兼総務議事係長	山 谷 成 人
主 任 主 事	大 平 祥 弥

#### 会議の顛末

午前10時00分 開 会

- ◎議長（工藤和子） ただいまから、令和 3 年第 1 回黒石市議会臨時会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事は、議事日程第 1 号をもって進めます。

- 
- ◎議長（工藤和子） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により、議長において 4 番大平陽子議員、13 番中田博文議員を指名いたします。

---

◎議長（工藤和子） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日一日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

---

◎議長（工藤和子） この際、諸般の報告をいたします。

書面会議により、第73回東北市議会議長会定期総会が行われましたので、別紙のとおり御報告いたします。

次に、監査委員から、定期監査報告が提出されました。よって、その写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

---

◎議長（工藤和子） 日程第3 報告第5号から、日程第14 議案第64号まで、合わせて12件を一括上程いたします。

この際、理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

登壇

◎市長（高樋憲） 今回の臨時会に提案いたしました議案の概要について御説明申し上げます。

案件は、専決処分事項の報告及び承認について並びに工事請負契約の締結についてなど12件であります。

最初に、報告第5号 処分第4号 黒石市税条例等の一部を改正する条例制定についてですが、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をしたものであります。

報告第6号から報告第8号までは、権利の放棄についてであります。水道料金、簡易水道料金及び黒石病院診療料の市債権放棄を報告するものであります。

報告第9号は、処分第5号 令和2年度黒石市一般会計補正予算（第16号）についてですが、当該年度の事業費の確定等に伴い、歳入歳出とも2億2866万4000円を減額し、予算の総額を224億1115万2000円にしたものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、減債基金積立金2億4767万9000円などを増額し、誇れるふるさと黒石応援基金積立金5001万3000円などを減額いたしました。

3款民生費では、生活扶助費3000万円、子ども医療費524万8000円などを減額いたしました。

6款農林水産業費では、農業振興基金積立金649万7000円などを増額し、農業委員会委員報酬155万5000円などを減額いたしました。

7款商工費では、くろいし飲食券発行事業補助金1000万3000円などを増額し、観光リピーター一回復支援事業補助金227万5000円などを減額いたしました。

8款土木費では、橋梁維持補修工事費4502万8000円、街路事業費5658万6000円などを減額いたしました。

9款消防費では、黒石消防署山形分署改築工事費1674万円などを減額いたしました。

10款教育費では、小中学校エアコン設置工事費999万9000円、小学校スクールバス等の自動車借上料924万円などを減額いたしました。

歳入の主なものは、1款市税で3562万6000円、6款地方消費税交付金で3388万2000円、9款地方交付税で1億9263万円などをそれぞれ増額いたしました。

また、2款地方譲与税で456万8000円、13款国庫支出金で5331万8000円、16款寄附金で3892万1000円、17款繰入金で1億2164万6000円、20款市債で2億8432万3000円などをそれぞれ減額いたしました。

報告第10号は、処分第6号 令和2年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてであります。事業費の確定に伴い、歳入歳出とも1756万6000円を増額し、予算の総額を42億6386万1000円としたものであります。

報告第11号は、処分第7号 令和2年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。事業費の確定に伴い、歳入歳出とも502万8000円を減額し、予算の総額を37億8213万円としたものであります。

報告第12号は、処分第8号 令和2年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第5号）についてであります。収益的収入と資本的収入及び支出の事業費の確定等に伴い補正したものであります。

収益的収入を2億5703万8000円減額し、収入総額を46億6082万1000円としました。

資本的収入及び支出では、収入を1億1727万円減額し、収入総額を7億9581万円に、支出を3471万7000円減額し、支出総額を6億5233万5000円としたものであります。

報告第13号は、処分第9号 令和2年度黒石市下水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の事業費の確定等に伴い補正したものであります。

収益的収入及び支出では、収入を185万円増額し、収入総額を7億1221万円に、支出を461万3000円減額し、支出総額を6億2393万8000円としました。

資本的収入及び支出では、収入を135万9000円減額し、収入総額を6億8264万1000円とし、支出を158万6000円減額し、支出総額を7億6855万円としたものであります。

報告第14号は、処分第10号 令和3年度黒石市一般会計補正予算（第1号）についてであり

ますが、歳入歳出とも1億9320万7000円を追加し、予算の総額を158億5620万7000円にしたものであります。

歳出は、3款民生費では、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金3080万円などを追加いたしました。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として1億6018万8000円を追加いたしました。

7款商工費では、観光イベント感染対策体制強化委託料172万7000円を追加いたしました。

歳入は、14款国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費負担金1億320万5000円などを追加いたしました。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金172万8000円を増額いたしました。

議案第63号は、工事請負契約の締結についてであります。黒石市立図書館新築工事の建築工事について、請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものであります。

議案第64号は、令和3年度黒石市一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出とも4432万4000円を追加し、予算の総額を159億53万1000円にしようとするものであります。

歳出の主なものは、2款総務費では、市民サービス施設整備設計等業務委託料2011万1000円を増額いたしました。

7款商工費では、市内飲食店へ家賃と上下水道料金を助成する飲食業応援補助金2000万円を追加いたしました。また、希望する市内飲食店へ新型コロナウイルス感染拡大防止対策用品を配付するため、消耗品費399万円などを増額いたしました。

歳入の主なものは、14款国庫支出金では、都市構造再編集集中支援事業費補助金752万3000円を増額いたしました。

18款繰入金では、財政調整基金繰入金2640万1000円を増額いたしました。

21款市債では、市民サービス施設整備事業債1040万円を増額いたしました。

以上、議案の概要を申し上げましたが、御審議の際、詳しく御説明いたしますので、原案どおり御承認並びに御議決賜りますようお願い申し上げます。

降 壇

---

◎議長（工藤和子） 日程第3 報告第5号 処分第4号 黒石市税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 御異議なしと認めます。

よって、報告第5号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

---

◎議長(工藤和子) 日程第4 報告第6号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。3番三上廣大議員。

◎3番(三上廣大) 議案書の11ページから15ページ、報告第6号で報告となっている45件のうち、黒石市債権管理条例第13条第1項第3号の規定による31件、132万3833円についてお聞きしたいと思います。

放棄した債権の件数も多く感じますし、中には70万円を超える債権も含まれているようですが、詳しい中身についてお知らせいただきたいと思っております。

◎議長(工藤和子) 建設部長。

◎建設部長(鳴海真一) 私から、報告第6号の詳細について御説明いたします。

今回の中で特に金額が大きい18番、76万7707円については、2か月分で漏水によるものと思

われます。当初の対応としては、通常どおり直接伺って本人に状況を聞いたのですが、その後直接本人と会うことができなかつたということで、漏水認定の手續がされていません。この手續をしていれば通常の料金を参考にすることから、金額的にもこれほどにはならなかつたと思われます。その後、担当課から収納課の債権係に依頼したのですが、徴収することができず、また上下水道課に返還されましたので、再度、上下水道課で対応しました。しかしながら、最終的には何度伺っても本人が不在で、本人との交渉が困難であり、今回放棄することとしたものであります。

また、その他の債権につきましても、直接訪問したり、電話や郵送による回収の努力はしたのですが、本人が市外に転出してしまつたり、訪問を繰り返しても交渉に至らなかつたということで、同様に今回放棄するものとしたものであります。

以上です。

◎議長（工藤和子） 3番三上廣大議員。

◎3番（三上廣大） 御答弁ありがとうございます。

いろいろな事情やパターンもあると思います。下水道も同様であります。受益者負担の公平性の確保と、同時に行政の徴収努力による収入の確保ということをしっかり行つていただきたいと思つております。

その観点から、もう1点お聞きいたしますけれども、水道料金滞納による債権に対しては、本市としてふだんからどのような対応を行っているのかお聞きします。

◎議長（工藤和子） 建設部長。

◎建設部長（鳴海真一） 滞納に対する市の対応ということですが、まず、支払方法としては、納付書による直接支払いと銀行振込、口座引き落としの3つの方法がありますが、直接窓口に来て支払いされる方については、窓口で支払状況を確認して、未払い部分がある場合は、その場で支払いをお願いしております。銀行振込の方で納期限が過ぎても振込が確認できない場合については、期限の翌月初旬に納付書を兼ねた督促状を送付しております。また、口座引き落としの方で引き落としが確認できない場合は、納付書を兼ねた口座振替不能督促状を送付しております。

未払い回収の方策としては、平成22年度から行っている夜間窓口の開設が挙げられますが、この窓口で支払われている約6割が滞納分となっております。また、一括での支払いが困難な方については、分割納付の誓約書を取り交わしております。さらに、3か月以上の滞納者については、催告書の発送、電話による催促や夜間訪問をするなどして納付約束を取り付けております。それでも納付に応じない場合は、給水停止予告書を発送し、さらにそれでも応じない場合には、最終的に給水停止処分を行っております。

今後も、未納分については早い段階から対応し、早期回収に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

以上で、報告第6号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎議長（工藤和子） 日程第5 報告第7号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

以上で、報告第7号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎議長（工藤和子） 日程第6 報告第8号 権利の放棄についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

本件については議決事項ではありませんが、この際、質疑を許します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

以上で、報告第8号 権利の放棄についてを終わります。

---

◎議長（工藤和子） 日程第7 報告第9号 処分第5号 令和2年度黒石市一般会計補正予算（第16号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。4番大平陽子議員。

◎4番(大平陽子) 49ページ、2款1項3目12節委託料についてお聞きいたします。昨年の9月議会で、空き校舎改修設計業務委託料を1校1000万円ずつ4校分予算計上しましたが、約2700万円の減額となっています。減額となった理由をお知らせください。

次の14節工事請負費です。旧追子野木小学校改修工事費953万2000円の減額となっていますが、減額となった理由と現在の状況をお知らせください。

◎議長(工藤和子) 総務部長。

◎総務部長(鳴海淳造) 空き校舎改修設計業務委託料ですが、当初、旧追子野木小学校、旧北陽小学校、旧牡丹平小学校、旧浅瀬石小学校の4校舎の設計業務として4000万円を計上しておりましたが、その後、児童館、りんごクラブの在り方の検討、地区の要望と市の考え方を整理するための協議に時間を要したということがありまして、旧追子野木小学校の1校だけを設計することになりました。東北農政局の津軽土地改良建設事務所が今年4月から旧追子野木小学校に入ることになっていましたので、まずそちらを急いで設計し、工事をしました。工事の金額としては4024万9000円の契約となっております。

以上です。

◎議長(工藤和子) 4番大平陽子議員。

◎4番(大平陽子) 昨年は、4校同時に進めていくというお考えだったと思いますが、旧追子野木小学校の改修が優先的に行われた理由も分かりました。

今後についてですが、公民館やりんごクラブの移行について、どういう予定になるのか分かっている範囲でお知らせください。

◎議長(工藤和子) 総務部長。

◎総務部長(鳴海淳造) 今後については、今年、旧北陽小学校の設計に取り組みたいと思っております。それを6月議会の補正予算に計上したいという考えでございます。

また、旧追子野木小学校の公民館部分の改修工事費、これも今年取り組みたいと考えてございまして、同じく6月議会の補正予算に計上したいと考えてございます。

来年度以降については、順次、残りの旧浅瀬石小学校、旧牡丹平小学校の改修工事を行っていきたいと思っておりますけれども、設計してみたところ、消防設備に多額の費用がかかることが分かりましたので、一気にはできません。財政状況を見極めながら年次的な計画を立ててやっていきたいと考えてございます。

以上です。

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認めます。

よって、報告第9号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

---

◎議長（工藤和子） 日程第8 報告第10号 処分第6号 令和2年度黒石市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認めます。

よって、報告第10号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

---

◎議長（工藤和子） 日程第9 報告第11号 処分第7号 令和2年度黒石市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認めます。

よって、報告第11号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

---

◎議長（工藤和子） 日程第10 報告第12号 処分第8号 令和2年度黒石市国民健康保険黒石病院事業会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 御異議なしと認めます。

よって、報告第12号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

---

◎議長(工藤和子) 日程第11 報告第13号 処分第9号 令和2年度黒石市下水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

(「省略」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 質疑を終わります。

討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(工藤和子) 御異議なしと認めます。

よって、報告第13号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

---

◎議長（工藤和子） 日程第12 報告第14号 処分第10号 令和3年度黒石市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本件については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 138ページ、4款1項13目新型コロナウイルスワクチン接種事業費でお聞きいたします。

この間、日程の説明を受けたんですけれども、1つ目は、入院患者さんのワクチン接種はどのようなのかお聞きします。

2つ目は、当面、9月までの予算として見ているということで、集団接種の場合、金曜日以外は毎日対応できるのかどうかお聞きします。

ベッドの準備は2台ということですが、その台数で十分回していけるのかお聞きします。

まずは、3点お願いします。

◎議長（工藤和子） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠） 入院患者に対する接種方法についてお答えいたします。入院中の方については、医師と相談の上、入院先の医療機関で接種するか、退院してから各自接種するかを決めていただくことになります。入院先で接種する場合は、かかりつけ医で接種する場合と同様に、住所地以外の医療機関でも接種できることになっております。なお、入院中の方の接種順位は、一般の方と同様で、当市では75歳以上の方から順次接種券を送付することとしておりますので、ワクチンの配分などについて、入院患者への接種を行う医療機関と調整しながら進めてまいります。

次に、接種体制についてお答えいたします。当市のワクチン接種は、5月24日から開始いたしますが、集団接種を平日は金曜日以外の午後から、さらに土曜日、日曜日は午前中から継続して実施してまいります。

次に、ベッド数ですが、現在、集団接種の場合ですけれども、救護室に2台配置しておりますが、さらに必要となった場合に備え段ボール製のベッドを用意し、いつでも組み立てられる状態にしております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 当面9月までの予算を見ているんですけれども、実質、来年の2月28日までという期限もありますし、公民館の使用が制限されることもありますので、9月時点での接種の状況を見ながら、週何日という形で今後検討するということとはできないのかお聞きいたします。

生活保護受給者は、会場までの移送費、これは4月12日付、厚生労働省からの通達で、交通費として対応できるということだと思いますが、本市の場合はどのような準備になっているのかお聞きいたします。

集団接種の会場は、今、図書館建設で工事中です。通路などの確保も含めて、安全対策を万全に行っていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

◎議長（工藤和子） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠） 現在、集団接種会場であります黒石公民館については、ワクチン接種の関係で、各関係団体の方には非常に御迷惑をおかけしておりますけれども、国の指示である令和4年2月28日まで接種できるということですので、会場のほうは確保しております。

今後、ある程度接種者も落ち着き、接種者が減少していった場合には、集団接種を縮小、もしくは終了して個別医療機関のみで対応できるのであれば——当面はワクチンの供給量にもよりますけれども、それまでは現状の体制を維持して実施していきたいと思っております。

次に、生活保護費の移送の関係です。被保護者のワクチン接種に必要な移送費に関わる取扱いについては、令和3年4月12日付、厚生労働省の通達により、移送費の支給対象となりますので、本市もそのように支給対象といたします。

次に、通路の関係です。ワクチン接種会場の入り口は、中庭に面した市民文化会館の入り口とする予定ですが、ワクチン接種会場と教育委員会庁舎やスポーツ交流センターへの動線を分け、分かりやすいように表示いたします。また、図書館の工事に伴い、駐車場である御幸公園から横断歩道を渡り、会場入り口まで迷うことなく安全に通行できるよう通路を確保いたします。

以上です。

◎議長（工藤和子） 13番中田博文議員。

◎13番（中田博文） 138ページ、3款2項4目18節、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に関連して、担当の説明でいくと対象者367世帯、524名となっております。ただ、よく聞かれるのは、役所からの連絡等々に関して、忙しい人は期間があると後から通知を見るとか、申請するというので、ほっぽり投げている方もおり、万が一、期間が過ぎた場合はどういうふう  
に担当課は考えているのか。また、全員の方に申請していただくということを考えた場合、まめな形での連絡方法、申請をしていない人の確認とか、そういうものをどのように考えて進めていくのか、お尋ねいたします。

4款1項13目の新型コロナウイルスワクチン接種事業費ですけれども、集団接種は多目的ホール、1週間当たり約730人が可能で、個別接種は、かかりつけ医等において協力できる医療機関9施設、1週間で約680人が可能ということですが、この流れでいくと、どのくらいの日数を考えているのか、そして終了はどのように想定しているのか、まずはお尋ねいたします。

予防接種を希望している方でも、時間がなく後から接種した場合、救済的なものがあるのか、猶予を置いているのか、お尋ねいたします。

以上です。

◎議長（工藤和子） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠） 低所得の子育て世帯に対する給付金について、お答えいたします。まず、支給対象となる可能性のある方については、既に4月16日に通知を発送し、支給要件の1つであります令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方については、申請不要で5月11日に振り込む予定としております。

ただし、公的年金等を受給している児童扶養手当を受けていない方で、令和元年分の収入が児童扶養手当支給限度額を下回っている方とか、収入が支給限度額を超えているために児童扶養手当を受給できない方であって、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変して、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になっている可能性がある方についても、既に個別に通知をしています。この場合については申請が必要になります。申請が必要な方で、支給対象になる可能性については、既に個別に通知しているところですが、今後、さらに市ホームページ、市広報くろいしに掲載することで周知を図ります。

また、申請期限は令和4年2月28日までとなっておりますが、6月以降から始まる児童手当、児童扶養手当等、各種手当やひとり親家庭等医療費給付に関わる現況届等を提出していただく機会を捉えて、早い時期に直接特別給付金の申請についてお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種の日程について、お答えいたします。まず、ワクチン接種については、集団、個別接種ともに75歳以上を対象に5月24日から順次始まりますが、

現時点で接種可能な1週間当たりの人数から算出しますと、接種率にもよりますが、65歳以上の高齢者の接種が本年9月中に、また、65歳未満の方を含めた接種対象者全員の接種については、今後のワクチンの供給量にもよりますが、年内、もしくは1月中には完了するものと見込んでおります。

次に、接種期間内に接種できなかった場合の対応について、お答えいたします。まず、重症化リスクの高い65歳以上の高齢者については、集団接種会場までの移動が困難な市民に対して、乗車できる人数に限りはありますが、平日月曜日から木曜日に、地区を巡回するジャンボタクシーを出すほか、ぷらっと号利用者には往復分の無料券の配付をすることとしており、円滑に接種を受けていただけるよう体制づくりに努めておりますので、9月までには接種していただきたいと考えております。なお、9月までに接種できなかった場合でも、国から指示されたファイザー製のワクチン接種期限は令和4年2月28日までとなっておりますので、それまでには16歳以上の接種対象者を含め、一人でも多くの市民に接種していただきたいと考えております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 13番中田博文議員。

◎13番（中田博文） 高齢者の方々と予防接種のお話をするとき、ぜんぜん分からない方が結構いるんです。「いつから」、「どうすればいいの」、「予防接種を受ければいいの」と聞かれるので、かかりつけ医に行き自分の体調を含めて聞いてくださいという話をすると、「そうなんです」という回答がきます。本当に高齢の方々は、全然分からない方が本当に多いです。もっともっとPR、宣伝というものを——行政だけでなく、地区にもお願いしながら、もっともっと浸透させる必要があると思いますので、この後よろしく願いいたします。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給ですが、今まででいくと、こういう類似する支給率はどれくらいのパーセントか、おおよそで結構ですでお知らせください。せっかく、いい制度があっても分からなくて、もらえるものをもらわないまま終わっている方も中にはいると思いますので、分かる範囲で結構ですようお願いいたします。

◎議長（工藤和子） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠） 低所得の子育て世帯生活支援特別給付金ですが、3回目という形になります。1回目については、対象が児童扶養手当受給者ということで、申請不要で振り込みましたので、これは100%です。

先ほど申しました、公的年金受給者については、8名の対象者に申請勧奨をしたんですが、申請して該当になった方が1人。家庭急変については、該当になる方は申し出てくださいということでしたけれども、支給決定したものが残念ながら1人となっております。

ただ、2回目に関しては、児童扶養手当受給者が100%ということで、公的年金受給者は、

申請した4名に対して全て支給しております。また、家計急変者3名に対して全て支給しております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 9番今大介議員。

◎9番（今大介） 気になったことがあったので、急であります但し質疑させていただきます。

先ほどから、ワクチンの接種の件についていろいろお話しになっていたんですが、行政もいろいろと考えて、いち早く接種できるように考えている最中だと思います。妊婦さんに対する本市としての対応は、どのように考えているのかお聞きいたします。

◎議長（工藤和子） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠） 妊婦さんについては、接種もかなり慎重になりますけれども、国からの通達では、妊婦さんであれば、ふだん通っている産婦人科医から、ワクチンを接種してもいいかという了解を得ることが重要でございます。接種してもいいということになれば、集団接種会場等で医師の予診を行い必要であれば接種するということとなります。これはあくまでも努力義務ですので、本人の意思によるものと思われま。

以上です。

◎議長（工藤和子） 11番工藤俊広議員。

◎11番（工藤俊広） 138ページの低所得の子育て世帯生活支援特別給付金でありますけれども、先ほど中田議員の質疑がいろいろありまして、今回から両親がいても低所得者に対して5万円給付することになったわけですが、所得に対する条件はどういう条件なのか、詳しく教えてください。また、対象者に対して通知しているとのことですが、何人になるのかお知らせいただきたいと思。

ワクチンに関してですが、コールセンターで予約するわけですが、十和田市で非常に電話がつながらないということで、直接押し寄せてしまったということが報道されておりました。本市の場合は、75歳以上の方に通知するということですが、その対象者の人数に対して、コールセンターの予約が追いつく回線数なのか心配になっておりましたので、どのように考えているのかお知らせいただきたいと思。

◎議長（工藤和子） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠） 低所得のひとり親世帯のほかに、2人親世帯での対象ということで、所得等に関しては国から通知が来ておりますけれども、生計中心者が主な養育者で非課税世帯ということになっているようですが、今後、対象者の抽出についてシステム改修等を要しますが、該当者を抽出して個別に申請勧奨いたしたいと思っております。ただ、いつ支給とか、いつまでに申請とかは、今後、国からの通達をもって対処いたしたいと思

おります。

次に、ワクチン接種の関係です。当市では、75歳以上の接種対象者に対して、昨日、通知を送付いたしました。危惧されることは、他の自治体でもそうですが、予約が殺到するということでした。それについても検討しました。当初、コールセンターは4回線に対処する予定でありましたが、先般の他自治体の状況を見ると混雑が予想されますので、3回線増やして当面7回線ということで、コールセンター職員も増やして対処したいと思っております。大変つながらない部分も多々あるかと思えます。市民には御不便をおかけしますが、順次接種できるということで了解していただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 11番工藤俊広議員。

◎11番（工藤俊広） 2人親世帯の生計中心者が非課税である場合は対象となるという御説明でしたが、まだ対象の人数とかは、税の申告が終わり税の確定を見てからということによろしいですか。

当面、コールセンターは7回線に対応するということですが、それでも追いつかない場合は、回線を増やして対応するという考え方でよろしいかお聞きいたします。

◎議長（工藤和子） 健康福祉部長。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長（木村誠） 2人親世帯の対象者数については、先般行われた申告の状況によりますので、まだ確定しておりませんので、それを見て対象者を抽出して個別に申請勧奨するというので、まだ対象者については不明でございます。

次に、ワクチン接種に関して、7回線でも少ないということが危惧されますけれども、そこは順次7回線以上、8回線でも10回線でも、状況を見ながら増やせるのであれば増やして、なるべく市民の方には御迷惑をかけない体制ということを中心に考えて、人員も配置して対処していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 討論を終わります。

お諮りいたします。

本件は承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認めます。

よって、報告第14号 専決処分につき承認を求めるの件は、承認することに決しました。

---

◎議長（工藤和子） 日程第13 議案第63号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。  
お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。  
質疑に入ります。5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 146ページです。2点お伺いします。

1点目は、いろいろな経緯の中で、結果的に市外の業者が落札したわけですが、地域振興にも配慮することもできるわけですから、たしか申請書か、あるいは説明書の中にそういった文言があるのではないかと思いますので、地元の業者も下請け、孫請けを含めて使っていただくように行政も弘南建設に働きかける用意はあるのか、お聞きしたいと思います。

2点目ですが、コロナ禍の中ですから、資材の遅れとか、あるいは価格の高騰なども今後考えられるわけですが、きめ細やかに業者と連絡をとるというか、報告をしていただくというか、そういう形で入札価格や工事期日が守られるように努力すべきだと思いますが、その点どうでしょうか。

◎議長（工藤和子） 総務部長。

◎総務部長（鳴海淳造） 地元地域の振興に配慮する云々ということですが、工事の契約の約款等には、地元地域の振興に配慮するという文言は確認できません。ただ、地域の振興はとても大事なことだと思っていますので、強制はできませんけれども、市としても地元の企業を活用していただけることを望んでいるところでございます。

◎議長（工藤和子） 教育部長。

◎教育部長兼市民文化会館長（村上靖） コロナ禍の影響で資材の高騰、工事の遅れなどの対応ということですが、工期内に当然完了できるように、進捗状況はしっかりと監視していくこととしております。不測の事態が生じた場合は、工事の請負契約に基づいて、発注者と受注者の協議によって適切に施工するように努めてまいります。

以上です。

◎議長（工藤和子） 13番中田博文議員。

◎13番（中田博文） 図書館についてでありますけれども、まずは4月19日の開札で落札されたことを聞き、私自身もほっとしているところであります。また、市民や私たち議員も安堵したところであります。

最近、気になることは、入札に当たって、昔は箱に入り札をしながら業者や行政の方が一堂に会して、箱を開いて入札価格の一番低い方に決まるということでありましたけれども、最近はやり方が変わっているということで、入札ではなく開札という言葉が出てきたりしています。入札には、一般競争入札と指名競争入札、随意契約の3種類があるとうかがっております。図書館に関して、何か条件付というものがあったのか、なかったのかをまずお尋ねいたします。

前の予定からいくと、入札自体も成立が遅れていますので、今現在、分離発注ということで設備、電気はもう落札されていますので、その工事が進捗しているのかいないのか、3者が一体となって仕事を進める協議に入るのか、教えていただきたいと思います。また、今後の大まかな工事のスケジュールに関して、分かる範囲で結構ですでお尋ねいたします。

◎議長（工藤和子） 総務部長。

◎総務部長（鳴海淳造） 私から、条件付のことでお答えいたします。

制限付一般競争入札ということでさせていただいております。今回は、県内に本社又は支社、支店、営業所を有することにしております。県内に本社のある事業者は、建築一式工事特A級にランクされているということ、そして経営事項審査の直近年度の総合評定値が1000点以上であることというふうに入札参加資格を示してございます。また、県内に支社、支店、営業所を置く建設業者については、経営事項審査の直近年度の総合評定値が1500点以上というふうに示してございます。

以上です。

◎議長（工藤和子） 教育部長。

◎教育部長兼市民文化会館長（村上靖） 私からは、工事そのものについてお答えいたします。

電気設備と給排水の工事、これは既に本体の工事に支障が来さないように工事に入っております。

3者が一体となってということでございますので、3者が現場での打ち合わせを行っておりますし、今後も逐一、工事の進捗に合わせて連携を密にしていくこととしております。今後の大まかなスケジュールでございますが、本体の建築工事の工程表については、今後出されることになってございますので、今現在、本体建築工事のスケジュールは持ってはございません。

以上です。

◎議長（工藤和子） 13番中田博文議員。

◎13番（中田博文） 一番心配されるのは、当初時間がなく入札が遅れたということで、完了期限を確認したいと思いますけれども、令和4年3月末でいいのか、オープンが6月ということでしょうか。

工事が納期までに間に合うのか心配するんですけども、建設業者でないので担当者は答弁できないかもしれませんが、その点どのように考えているのかお尋ねいたします。

◎議長（工藤和子） 教育部長。

◎教育部長兼市民文化会館長（村上靖） 本体工事の完了期限は令和4年3月28日としております。工期そのものが1回目の入札よりも10日延びてはいますが、オープンそのものについては、当初予定している令和4年6月を目指してございます。

工期が間に合うのかということでございますが、あくまでも公告がその工期で出しておりますので、それを了解の上で業者は入札してございます。当然、その工期内に完了するものだと理解しておりますし、今後の工程についてもしっかり監視していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（工藤和子） 日程第14 議案第64号 令和3年度黒石市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の補足説明を求めます。

（「省略」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 省略の声がありますので、省略いたします。

お諮りいたします。

本案については委員会の付託を省略し、直ちに審議いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認め、委員会の付託を省略し、直ちに審議いたします。

質疑に入ります。13番中田博文議員。

◎13番（中田博文） 156ページ、2款1項3目12節、市民サービス施設整備設計等業務委託料です。設計業者によっては、施設の建物自体が感じのいいもの、難しいものとかというふうに変わってきますが、本当であれば黒石市の現状や市民の考え、気持ちが分かるような設計業者が設計に取り組んでいただければ一番いいわけでありますけれども。この点、公募なのか依頼なのか、説明をお願いします。

内容について、担当課と設計業者、どのような打ち合わせをしていくのか。いいものを、市民に喜ばれるものを作るということになる、密に打ち合わせをし、市民の声が反映されるような形で物事を話し合いしていただきたいと思います。

図書館はこみせ風というものが感じられたんですが、市民サービス施設もこみせ風にしてあげばいいのかなということを感じます。この後も、市の庁舎を建てる際もこみせ風というような形で、公共施設はこみせ風というものを考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

◎議長（工藤和子） 総務部長。

◎総務部長（鳴海淳造） 設計業者が公募かどうかのこうのと言っていましたけれども、どういうふうにするのかということですね。設計業者については、公募型プロポーザル方式により選定することを考えてございます。内容は、建築とか都市計画、景観、まちづくり等の有識者、それから市民の方、市の関係する部長等で構成される選考委員会を組織します。その中で、参加表明した事業者が技術提案書を提出します。その内容をプレゼンしてもらうとか、書類の審査をしまして、最優秀者、優秀者を決定するものでございます。当然、最優秀者が辞退しない限りは最優秀者と契約締結することになります。

次に、市民の声とか、こみせ風とか、黒石に合ったものを取り入れるべきじゃないのかということですが、これにつきましても、選考委員会の中で決めることではございますが、プロポーザルの説明書というものがございますので、その中に参加条件や技術提案のテーマなどの仕様を記載することになっております。この技術提案のテーマの中に、市としては、こみせやかぐじなど、歴史的、文化的資源との調和と、復元促進につながる取組の考え方を盛り込んでもらえればよいというふうに考えてございます。業者が決まった後については、市民の声を反映させるために、ワークショップ等を何回か重ねて実施することも考えてございます。

以上です。

◎議長（工藤和子） 13番中田博文議員。

◎13番（中田博文） 建てるからには、市民に喜ばれるいいものを作っていただきたいと思います。

す。

以上です。

◎議長（工藤和子） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 156ページ、7款1項1目18節、飲食業応援補助金でお聞きいたします。

水道料金の免除とか、家賃の補助というふうに聞いているんですが、この金額の内訳と内容をお聞きいたします。

◎議長（工藤和子） 商工観光部長。

◎商工観光部長（真土亨） 飲食業応援補助金ですけれども、これは新型コロナウイルス感染症の最も大きな影響を受けている業種であります飲食業の事業継続のため、固定経費となる家賃4か月分を上限10万円、上下水道料4か月分を上限5万円として、店舗ごとに補助するものです。家賃補助100件、上下水道料補助200件を見込みまして、それぞれ1000万円、計2000万円を予算計上しています。家賃と上下水道料については、過年度支払ったものに対しての補助となります。

以上です。

◎議長（工藤和子） 5番工藤禎子議員。

◎5番（工藤禎子） 申請とか手続き等は、いつ頃から受付が始まるのか。まだ出ていないと思うんですが、お聞きします。

第2次補正で、プレミアム付き商品券とか飲食券、あるいはスタンプラリーという方針を打ち出していましたけれども、いまだに行われていないので、どのような内容でいつ頃行われるのか。プレミアム付き商品券には商工会議所も関わるんですが、その3つの事業についてお願いします。

◎議長（工藤和子） 商工観光部長。

◎商工観光部長（真土亨） 飲食業応援補助金については、今、補正予算を計上させてもらっていますから。今、要綱を作っています、それが出来次第、すぐに手続きに入りたいと思っています。

経済対策事業の状況ですけれども、まず黒石飲食券発行事業ですが、3000円の飲食券を500円で1万5000冊販売するものであります。これは5月1日から購入希望者を募った上で抽選を行いまして、使用期間については6月1日から11月30日としたいと考えております。この申し込みについては、5月1日号の広報と一緒に、毎戸に申し込みのチラシが入ったものをお送りしたいと考えております。

次に、スタンプラリー事業。こちらにつきましては、酒類提供店に来店された方に対して、黒石の産品や宿泊券を景品として進呈することになってございます。現在、酒類提供店のほう

に意向調査を実施したところ、まだ積極的な賛同を得られる時期ではないとの判断から、今後、感染状況あるいはワクチン接種の状況を勘案しながら、適切な時期に実施したいと考えております。

また、黒石商工会議所が市の補助を受けながら実施する、プレミアム付き商品券発行业務ですけれども、こちらにつきましては、1万2000円の商品券を1万円で1万5000冊販売するものであります。現在、商品券を使える業種をできるだけ幅広くしたいということで、検討・準備を進めているということで、なるべく早く実施したいとかがっております。

以上です。

◎議長（工藤和子） 7番大溝雅昭議員。

◎7番（大溝雅昭） 工藤禎子議員の質疑に関連してですが、飲食店応援の新しい補正ということですが、一番大切なのはスピード感です。過去に払ったものに対して払うということですが、国の就業対策も、時間がたてばたつほど業者は大変なので、今、中身を選定しているということですが、スピード感を持ってすぐ対応できるようにしていただきたいと思っております。

3つの事業について、最初に取り上げられるのが飲食券の発行ということですが、利用店を募集してはいたけれども、どのくらいの店で今利用できるのか、その辺の状況をお知らせください。

◎議長（工藤和子） 商工観光部長。

◎商工観光部長（真土亨） 飲食業応援補助金については、すぐにでもやるように努力して、早く皆さんの手元にお金が届くようにしていきたいと思っております。

黒石飲食券につきましては、参加店舗の1段階目の募集が今月の28日までとしていますけれども、現在、56店舗参加の申し込みがありまして、今回配布するチラシに載せてございます。

以上です。

◎議長（工藤和子） 質疑を終わります。

討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 討論を終わります。

本案を採決いたします。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（工藤和子） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議長（工藤和子） ここで皆様に御報告があります。

このたび、私、工藤和子は、一身上の都合により議長の職を辞したいと思います。  
辞職願提出のため、暫時休憩いたします。

午前11時16分 休 憩

---

午前11時45分 開 議

◎副議長（今大介） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、工藤和子議長から、議長の辞職願が提出されました。  
お諮りいたします。

この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（今大介） 御異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

---

◎副議長（今大介） 議長辞職の件を議題といたします。

辞職願を朗読させます。

◎議会事務局長（成田浩基） それでは朗読いたします。

黒石市議会副議長 今大介 様

辞職願

このたび、一身上の都合により、議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。

令和3年4月28日 黒石市議会議長 工藤和子

以上です。

◎副議長（今大介） お諮りいたします。

工藤和子議長の議長辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎副議長（今大介） 御異議なしと認めます。

よって、工藤和子議長の議長辞職を許可することに決しました。

---

◎副議長（今大介） 工藤和子議員の入場を願います。

（工藤和子議員入場）

◎副議長（今大介） 先ほど、工藤和子議員から発言したい旨の申し入れがありましたので、こ

の際、発言を許可します。1番工藤和子議員。

登壇

◎1番(工藤和子) このたび、私こと工藤和子は、一身上の都合により、本日をもって黒石市議会議長を辞任いたします。今後は一議員に立ち返り、市民の幸せのため粉骨砕身、残りの任期を全うしてまいりたいと考えております。この間、支えてくださった同僚議員の皆様方、御指導をいただきました市長並びに理事者の皆様、そして何より市民の皆様に感謝申し上げます。2年間ではございましたが、大変お世話になりました。ありがとうございました。

(拍手)

降壇

---

◎副議長(今大介) ただいま議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(今大介) 御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。

選挙の方法は、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

◎副議長(今大介) ただいまの出席議員数は14人であります。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

◎副議長(今大介) 投票用紙の配付漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(今大介) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

(投票箱点検)

◎副議長(今大介) 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて、順次、投票願います。

職員より点呼を命じます。

(点呼)

(各員投票)

◎副議長(今大介) 投票漏れありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎副議長(今大介) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

◎副議長(今大介) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番三上廣大議員、6番大久保朝泰議員を指名いたします。

よって、両議員の立ち会いを願います。

開票いたします。

(開票)

◎副議長(今大介) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 14票

これは、先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票 8票

無効投票 6票

有効投票中

佐々木隆議員 8票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は2票であります。

よって、佐々木隆議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました佐々木隆議員が議長におられますので、本席から、会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

当選人の佐々木隆議員に当選承諾の御挨拶をお願いいたします。

登壇

◎議長(佐々木隆) お許しをいただきまして、一言、当選の御挨拶をさせていただきます。

このたびは、栄誉ある黒石市議会の議長に選任いただきまして、誠にありがとうございます。私は、議員各位が望む黒石市への思いや考えを、しっかりと市長をはじめ執行部と議論ができるように、公平な立場で、円滑な議会運営と、議会のさらなる活性化に努めてまいる所存であ

ります。何とぞ、皆様の協力をよろしくお願い申し上げます。

市長は、黒石のトップとして、あらゆるところでトップセールスをされております。議長は議長としての場面や機会もあると思いますので、黒石のPRにも努めてまいりたいと思います。どうぞ、今後とも議員の皆様の御支援、並びに御指導、御鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

最後に、新型コロナウイルス感染症が、一日も早く収束することを御祈念申し上げまして、就任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

降壇

◎副議長(今大介) それでは、議長と交代いたします。

(副議長退席、議長着席)

---

◎議長(佐々木隆) 以上で、今期臨時会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。よって、会議を閉じます。

市長から御挨拶があります。市長。

登壇

◎市長(高樋憲) 令和3年第1回黒石市議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

このたびの議会におきましては、令和3年度黒石市一般会計補正予算など12件につきまして、慎重な御審議の上、原案どおり御承認並びに御議決賜りまして誠にありがとうございました。心から感謝申し上げます。御議決いただきました予算などにつきましては、当初の目的達成のため、速やかに執行してまいります。

本市の新型コロナウイルスの備えとして、4月26日から市内の個別の医療機関や、集団接種会場での医療従事者の方々へのワクチン接種が始まりました。同日、市内の介護保険施設入所者と施設従事者の方へのワクチン接種も始まっております。また、昨日から75歳以上の方々を対象としたワクチン接種券の送付も行っており、ゴールデンウィーク明けに受付を始め、5月24日からワクチン接種ができるよう準備を行っております。その後も、順次対象を広げ、ワクチン接種の受付作業及び接種を進めてまいります。

コロナ禍であるために耐え忍ぶこと、我慢することが多いと感じておられると思いますけれども、春になり今年も桜は咲きましたし、来年も咲くはずです。新型コロナウイルス感染症の蔓延という大きな試練を乗り越えた先には、必ずや大きな成果が手に入るものと期待いたしております。

今後、着実な市政運営に努めてまいりたいと考えております。また、工藤前議長におかれ

ましては、2年間大変お世話になりました。佐々木議長におかれましては、今後とも御指導のほどよろしくお願い申し上げます。

今後も、「誇れる故郷くろいし」の創造に向け、課題の一つ一つを解決し、未来ある子供たちにつなげていくため、市民の皆様方、市議会の皆様方のますますの御理解と御協力をお願い申し上げます、令和3年第1回黒石市議会臨時会閉会に当たっての挨拶といたします。

降 壇

◎議長（佐々木隆） これにて、令和3年第1回黒石市議会臨時会を閉会いたします。

午後0時8分 閉 会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月28日

黒石市議会旧議長 工 藤 和 子

黒石市議会新議長 佐々木 隆

黒石市議会副議長 今 大 介

黒石市議会議員 大 平 陽 子

黒石市議会議員 中 田 博 文